

# 介護サービス

## 変更届 提出時における留意点について

令和5年8月4日 現在

【注】この案内は、介護サービス用のものです。

有料老人ホームなどの、介護サービス以外の変更届については、  
様式等も異なるので、別途それぞれの案内を確認してください。

# 変更届について

## ■ 変更届とは

\* 人員配置や事業所の状況等、届け出ている内容に変更があった場合、変更届を提出する必要があります。(変更届=変更届出書+必要書類)

## ■ どういう変更が生じたら、どんな書類を提出したらいいのか？

\* 旭川市のホームページに、「変更届出書 添付書類等一覧表」や、変更届に関する様式を掲載しております。届出が必要な変更事項と必要書類をご確認のうえ、提出漏れ等のないよう届出を行ってください。

\* 様式は、最新版を旭川市ホームページからダウンロードして使用してください。

## ■ 「変更届出書 添付書類等一覧表」や、変更届に関する様式の掲載場所

①旭川市のホームページを開く

②「事業者向け」をクリック

③「介護サービス事業者向けトップページ」をクリック

④「変更届について～」をクリック

The image shows a step-by-step navigation guide on the Asahikawa City website. It starts with the homepage, where the '事業者向け' (Business-oriented) menu item is highlighted. This leads to a page with various links, where the '介護サービス事業者向けトップページ' (Top page for nursing service business operators) is highlighted. This page contains a section for '変更届・廃止届・休止届・再開届' (Application for change, cancellation, suspension, and reopening), where the link '1. 変更届について (様式もこちら) (令和4年5月12日更新)' is highlighted.

## ■ 変更届の提出期限について

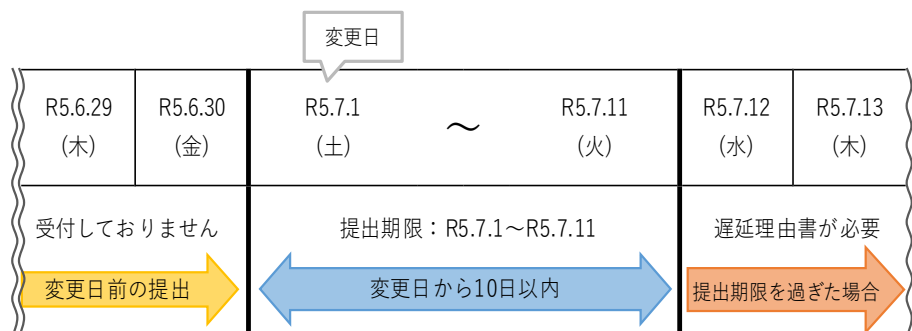
---

\* 変更届の提出期限は、**変更があった日から10日以内**です。

\* まだ変更が生じていないタイミングでの届出は受け付けておりませんので、変更が生じてから、10日以内に提出してください。

\* 10日目が市役所の閉庁日にあたる場合は、その次の開庁日に提出してください。

例：変更日が令和5年7月1日の場合



## ■ 提出期限を過ぎてしまった場合

---

\* 提出期限を過ぎてしまった場合は、通常の必要書類に加えて「**遅延理由書**」(任意様式)も添付し、**速やかに提出してください。**

\* 遅延理由書の様式はありません。次の項目などを記載し、作成してください。(押印不要)

1. 宛先…旭川市長宛て
2. 提出年月日(郵送の場合は投函年月日)
3. 法人名
4. 法人の代表者名(注意：事業所の管理者名ではありません。)
5. 遅延した変更届の内容
6. 遅延した理由

遅延理由書の  
様式参考例も  
参照してください

※ 遅延理由書 参考例 ※

宛先を記入  
(旭川市長宛て)

(宛先)旭川市長

提出年月日を記入  
(郵送の場合は投函年月日)

提出日: 年 月 日

法人名を記入

法人名:

法人の代表者氏名を記入

代表者氏名:

遅延理由書

遅延した変更届の内容

遅延した変更届の内容を記入

遅延理由

遅延理由を記入

提出日： 年 月 日

(宛先)旭川市長

法人名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

## 遅延理由書

遅延した変更届の内容

遅延理由

# 記載例 (着色部分=記載必要欄)

様式第4号の3 (第9条の3関係)

変更届出書

提出日を記載  
(郵送の場合は投函日)

○年 ○月 ○日

(宛先) 旭川市長

法人の情報を記載

主たる事務所の所在地 東京都○○区○丁目○番○号

届出者 名 株式会社 ○○

代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

押印不要

■変更届はサービス種別毎に提出が必要なため、複数のサービスを併記して届出することはできません。  
(例)「福祉用具貸与 及び 特定福祉用具販売」

指定許可

※介護予防サービスや総合事業の指定を受けている場合は必ず併記してください。  
(例)「短期入所生活介護 及び 介護予防短期入所生活介護」

第75条第1項  
第78条の5第1項  
第82条第1項  
第98条第1項  
第99条第1項  
第113条第1項

の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所所在地を記載 ※法人所在地ではありません

第115条の25第1項  
旭川市介護保険に関する規則第9条の3第2項

事業所名を記載 ※法人名ではありません

変更があった事項を○で囲う

指定	許可の内容を変更した事業所・施設	介護保険事業者番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	名称	訪問介護事業所○○○										
	所在地	旭川市○○町○丁目○番地										
	サービスの種類	訪問介護 及び 第1号訪問事業										
	変更があった事項	変更の内容										
1	事業所・施設の名称	(変更前)										
2	事業所・施設の所在地	2. 事業所・施設の所在地の変更 所在地…旭川市○条○丁目○番○号										
3	申請者の名称											
4	主たる事務所の所在地											
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	10. 管理者の変更 氏名…○○ ○○ 生年月日…○年○月○日 住所…旭川市○条○丁目○番○号										
6	登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)	12. 運営規程の変更 【第○条】 所在地…旭川市○条○丁目○番○号										
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等											
8	備品 (訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)	22. 事業所・施設の電話、FAX番号の変更 ・電話番号…0166-○○-○○○○ ・FAX番号…0166-○○-○○○○										
9	利用者の推定数											
10	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設を除く。)											
11	サービス提供責任者の氏名、生年月日及び住所	(変更後)										
12	運営規程	2. 事業所・施設の所在地の変更 所在地…旭川市○○町○丁目○番地										
13	協力医療機関 (病院)・協力歯科医療機関											
14	事業所の種別											
15	提供する居宅療養管理指導の種類	10. 管理者の変更 氏名…○○ ○○ 生年月日…○年○月○日 住所…旭川市○○町○丁目○番地										
16	事業の実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)	12. 運営規程の変更 【第○条】 所在地…旭川市○○町○丁目○番地										
17	入院患者又は入所者の定員	22. 事業所・施設の電話、FAX番号の変更 ・電話番号…0166-○○-○○○○ ・FAX番号…0166-○○-○○○○										
18	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制											
19	福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあっては、委託先の状況)											
20	併設施設の状況等											
21	本体施設の概要、本体施設との移動経路等											
22	その他											
変	更	年	月	日	○	年	○	月	○	日	○	日

変更前の内容を記載  
※わかりやすく詳細に

■変更前・変更後の内容が変更届出書に書ききれない場合

- 変更前・変更後の内容がわかるもの(新旧対照表など)を変更届に添付する
- 変更前、変更後の欄に「別紙参照」と記載する

変更後の内容を記載  
※わかりやすく詳細に

変更年月日を記載

備考 1 該当する項目の番号を○で囲んでください。  
2 変更内容の分かる書類を添付してください。

■変更内容が複数あり、変更内容ごとに変更日が違う場合は、変更届出書や添付書類を、変更日ごとに分けて作成してください。  
※変更日が全て同日の場合は、1つにまとめて提出することが可能です。

## 各サービス種類に対応している誓約書

【注】どのサービスがどの様式に対応しているかよく確認の上、添付してください。

《よくある誤り》

- ・通所介護(第1号～) と 地域密着型通所介護(第1号～)
- ・参考様式9-1 と 参考様式9-2
- ・居宅介護支援 と 介護予防支援

サービス種類	対応する様式
・地域密着型通所介護(第1号通所事業)	指定地域密着型通所介護, 指定第1号通所事業者用
・通所介護(第1号通所事業) ・訪問介護(第1号訪問事業)	指定居宅サービス事業者・指定第1号事業者用
・介護予防支援 (注)地域包括支援センター用	指定介護予防支援事業者用
・居宅介護支援	居宅介護支援事業所用
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	指定地域密着型サービス事業者用 (参考様式 <u>9-1</u> )
・介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設用
・認知症対応型共同生活介護(介護予防) ・認知症対応型通所介護(介護予防) ・小規模多機能型居宅介護(介護予防)	指定地域密着型サービス事業者用・ 指定地域密着型介護予防サービス事業者用 (参考様式 <u>9-2</u> )
・訪問入浴介護(介護予防) ・短期入所生活介護(介護予防) ・特定施設入居者生活介護(介護予防) ・福祉用具貸与(介護予防) ・特定福祉用具販売(介護予防)	指定居宅サービス事業者・ 指定介護予防サービス事業者用

# 研修受講誓約書について

## ■ 研修受講誓約書とは

\* 特定の研修を修了している必要がある職種(認知症対応型共同生活介護の代表者, 管理者など)の変更で, 新たに就任する人が研修を修了していない場合,

直近で開催される研修を受講し, 修了する必要があります。

「研修受講誓約書」の提出が必要となるので, 変更届を提出する際,  
通常の必要書類に加えて「研修受講誓約書」も添付し, 必ず研修を受講し, 修了してください。

\* 研修を受講・修了できない場合は, 減算等もあり得るので, ご注意願います。

## ■ 研修修了後

\* 研修修了後は, 資格証が発行され次第, 資格証のコピーを速やかに指導監査課に提出してください。

## ■ 「研修受講誓約書」様式の掲載場所

①旭川市のホームページを開く

②「事業者向け」をクリック

③「介護サービス事業者向けトップページ」をクリック

④「変更届について～」をクリック

4 変更届・廃止届・休止届・再開届

1. 変更届について (様式おこし) (令和4年5月12日更新)

2. 廃止・休止・再開届について (様式おこし)

ASAHIKAWA DESIGN WEEK 2023  
あさひかわデザインウィーク  
2023.6.17 - 25

事業者向け

よく利用されるページ

- 介護福祉サービス等事業所
- UI/UXターゲティング
- 介護サービス事業者向けトップページ

介護サービス事業者向けトップページ

情報発信元 指導監査課 | 最終更新日 2023年6月16日 | ページID 056547 | 印刷

介護サービス事業者対象のページ

厚生労働省の関連ページへリンクします

注目情報

- こんなとき、あつてよかったマイナナンバーカード
- ヒグマの出没による公園の一時閉鎖及び解除について (富山公園・旭山公園及び三浦庭園・突崎山)

様式は, サービス種類と職種によって異なります。  
対応している様式を使用してください。



# 登記事項証明書を添付する時の変更日について

## ■ 登記事項証明書を添付する時の変更日について

- \* 変更届で登記事項証明書を添付する際、  
変更届出書に記載する変更日は、  
登記事項証明書に記載されている「変更」・「移転」・「就任」・「住所移転」などの、  
**実際に変更が生じた日付**を記載してください。  
※「登記」の日付ではありません。

履歴事項全部証明書 (サンプル)		
商号	株式会社〇〇会社	
	株式会社△△△△	令和 4年 7月 1日変更 令和 4年 7月 5日登記
本店	北海道旭川市〇〇条〇丁目〇番〇号	
	北海道旭川市〇条通〇丁目〇番〇号	令和 4年 9月 1日移転 令和 4年 9月 5日登記
役員に関する事項	北海道旭川市〇〇条〇丁目〇番〇号	令和 4年 10月 1日退任
	代表取締役 旭川太郎	令和 4年 10月 5日登記
	北海道旭川市〇〇条〇丁目〇番〇号	令和 4年 10月 1日就任
	代表取締役 旭川花子	令和 4年 10月 5日登記
	北海道札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	令和 4年 12月 1日住所移転
	代表取締役 旭川花子	令和 4年 12月 5日登記

これらの日付が  
変更日です

# 介護担当宛て メールアドレス

## ■ 介護担当宛て メールアドレス

shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp

[注] shidou ではありません。shidoの後にuは付きません。

## ■ 介護担当宛て メールアドレス掲載場所

旭川市のホームページを開く

ASAHIKAWA DESIGN WEEK 2023

トップページにある「事業者向け」をクリック

事業者向け

「介護サービス事業者向けトップページ」をクリック

介護サービス事業者向けトップページ

「令和3年度集団指導について」をクリック

令和3年度集団指導について

掲載資料	サービス種別	担当課	集団指導資料
訪問介護 訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売		指導監査課 (資料に関するお問い合わせ先は0166-25-9849)	<ul style="list-style-type: none"><li>令和3年度介護サービス事業者集団指導(全サービス共通事項) (PDF形式 866キロバイト)</li><li>令和3年度実地指導における指導事項について(訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護) (PDF形式 167キロバイト)</li><li>事故等発生状況報告書の提出徹底と事故発生(再発)防止について (PDF形式 484キロバイト)</li><li>指導監査課にメールを送付する場合 (PDF形式 71キロバイト)</li></ul>

こちらの資料にもアドレスが掲載されています